

# 『ケーブルテレビの現状』

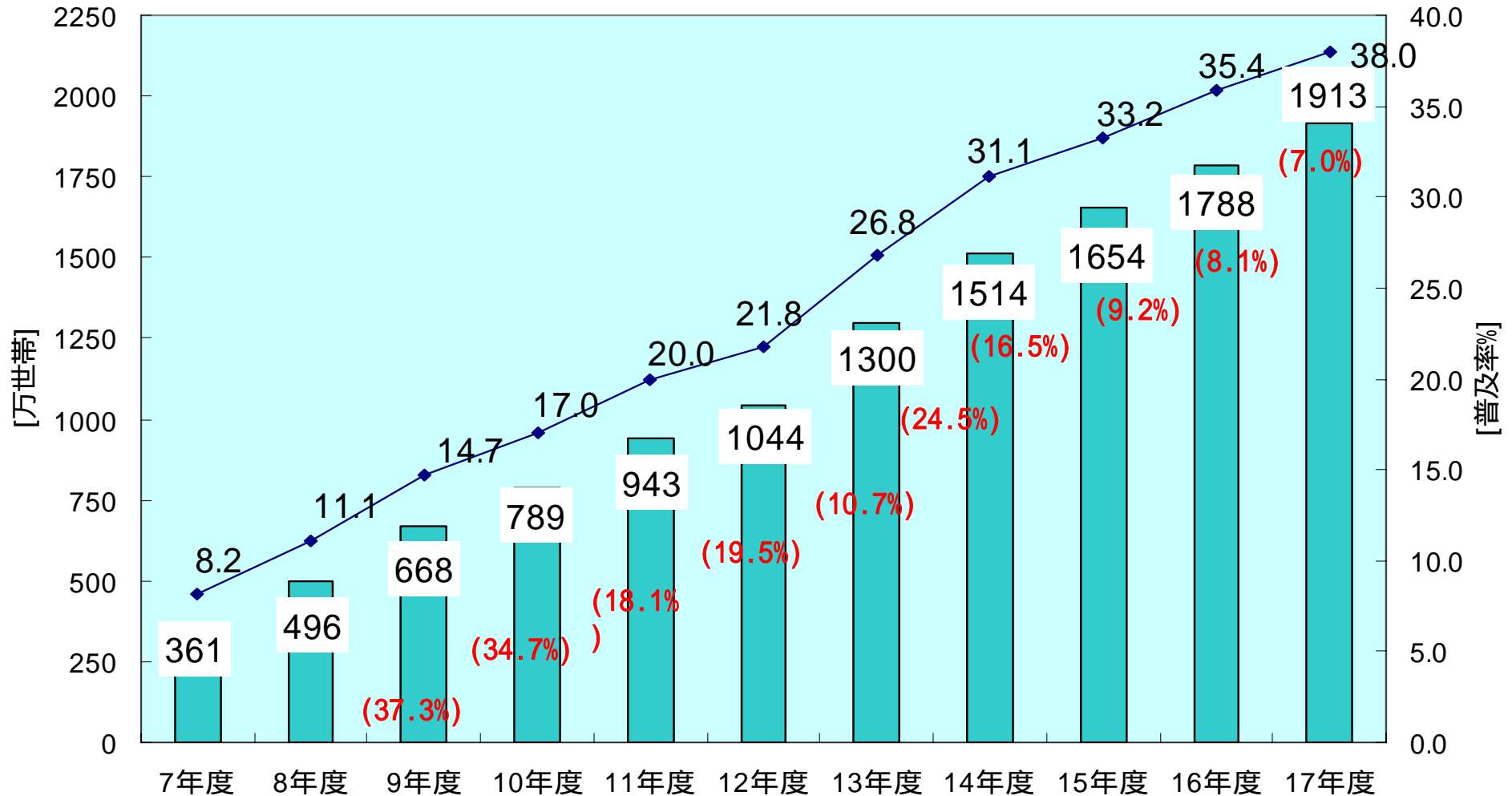
平成18年7月28日

総務省 情報通信政策局  
地域放送課

# ケーブルテレビの加入世帯数・普及率の推移

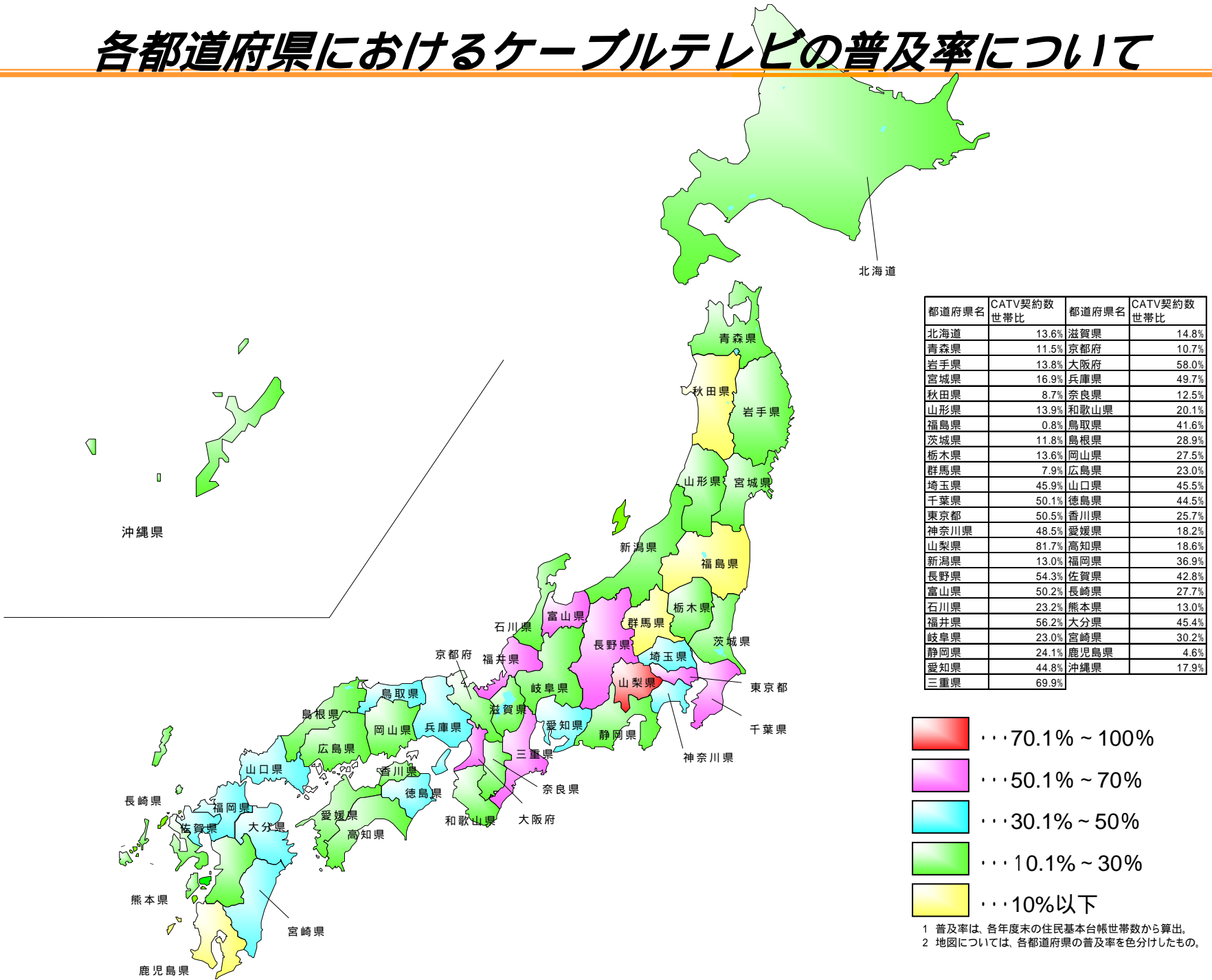


ケーブルテレビ加入世帯数は年々増加。平成18(2006)年3月末には1,913万世帯、普及率は38.0%となった(自主放送を行う許可施設)。



- 1 ( )内は加入世帯数の対前年度増加率。
- 2 普及率は、各年度末の住民基本台帳世帯数から算出。
- 3 10年度以前のデータは都市型ケーブルテレビについてのもの。

# 各都道府県におけるケーブルテレビの普及率について



- …70.1% ~ 100%
- …50.1% ~ 70%
- …30.1% ~ 50%
- …10.1% ~ 30%
- …10%以下

1 普及率は、各年度末の住民基本台帳世帯数から算出。  
 2 地図については、各都道府県の普及率を色分けしたものの。

# ケーブルテレビの施設数及び事業者数



平成18年3月末で、自主放送を行う許可を受けたケーブルテレビの施設数及び事業者数は、それぞれ696施設、530事業者。

ケーブルテレビは、許可施設(501端子以上)、届出施設(51から500端子、自主放送を行うものについては、500端子以下)、小規模施設(50端子以下)の規模による区分、自主放送の有無による区分があり、類型は多様。

## 【区分別の施設数及び事業者数】

平成18年3月末現在

区 分		施設数	事業者数
ケーブルテレビ全体		74,940	42,971
自主放送を行うもの	許可施設	696	530
	届出施設	240	127
	小計	936	657
再送信のみを行うもの	許可施設	1,179	553
	届出施設	37,714	18,637
	小規模施設	35,111	23,124
	小計	74,004	42,314

(注) 許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の方式により放送を行っているものを含む。

- ・ 許可施設：501端子以上
- ・ 届出施設：51から500端子  
(自主放送を行うものについては、500端子以下)
- ・ 小規模施設：50端子以下

# 有線テレビジョン放送施設設置の新規許可状況について



(平成17年10月1日～平成18年6月30日)

## 新規許可施設

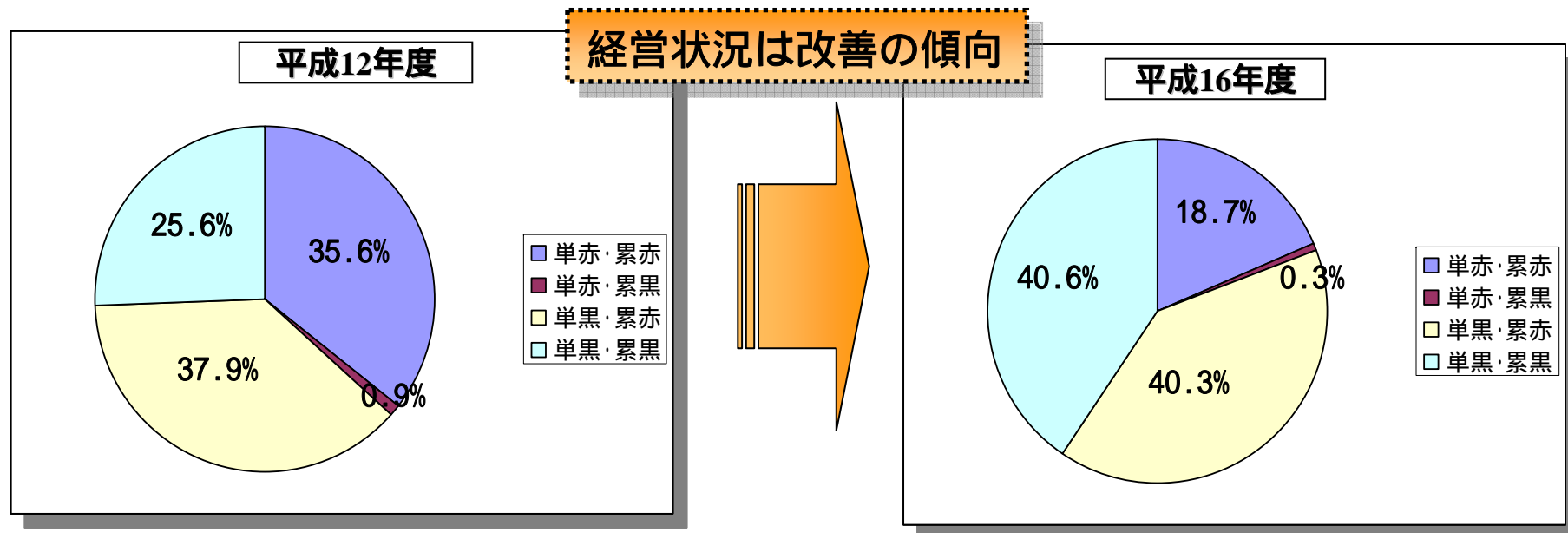
	施設名	県名	許可年月日	引込端子数	総チャンネル数
1	<small>キ ソ コウイキ レンゴウ</small> 木曾広域連合	長野県	H17.11.9	9,952端子	23チャンネル
2	<small>ヤサカ ムラ</small> 八坂村	長野県	H17.11.9	1,192端子	25チャンネル
3	<small>カンナマチ</small> 神流町	群馬県	H17.11.15	1,920端子	17チャンネル
4	<small>ハウダツシミズチョウ</small> 宝達志水町	石川県	H17.12.27	6,790端子	128チャンネル
5	<small>ヤスオカムラ</small> 泰阜村	長野県	H18.2.28	1,218端子	9チャンネル
6	<small>ミ マ キョウドウ ジュシン クミアイ</small> 美馬ケーブルテレビ共同受信組合	徳島県	H18.4.27	1,394端子	9チャンネル
7	<small>ミ マ キョウドウ ジュシン クミアイ</small> 美馬ケーブルテレビ共同受信組合	徳島県	H18.4.27	1,510端子	9チャンネル
8	ニューデジタルケーブル(株)	秋田県	H18.6.2	8,896端子	28チャンネル
9	ニューデジタルケーブル(株)	宮城県	H18.6.2	9,984端子	28チャンネル
10	<small>クニ コウ イキ ジ ム クミアイ</small> こしの国広域事務組合	福井県	H18.6.7	7,136端子	11チャンネル

# 過去5年間の経営状況の変化



- 過去5年間のケーブルテレビ事業者の経営状況の推移を見ると、
- ・ 単年度黒字の事業者数及びその全体に占める割合は増加の傾向(63.5% 80.9%)
  - ・ 累積黒字の事業者数及びその全体に占める割合も増加(26.5% 40.9%)
  - ・ 単年度赤字・累積赤字事業者の比率は徐々に減少(35.6% 18.7%)

【ケーブルテレビ事業者全体の経営状況の変化】



注 対象は、自主放送を行う許可施設事業者(547社)のうちケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人310社  
(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

# 電気通信役務利用放送事業者（有線）の登録状況



電気通信役務利用放送法は、平成14年1月から施行されており、平成18年6月末現在で16事業者が、有線役務利用放送を行う電気通信役務利用放送事業者として登録。

従来のケーブルテレビの方式を用い、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用している事業者(12事業者)の他、IPマルチキャスト方式を用い、設備の一部をNTT等の電気通信事業者の設備を利用して、全国規模で事業を展開する事業者(4事業者)が存在。

## 電気通信役務利用放送事業者（有線）の登録状況

会社名	登録日	方式	業務区域	参入
東京ベイネットワーク株式会社	H14.9.20	従来方式	東京都江東区等	
株式会社テレビ津山	H15.9.1	従来方式	岡山県津山市等	
株式会社メディアリンク	H15.10.29	従来方式	山口県周南市等	
株式会社ケイ・キャット	H15.11.18	従来方式	近畿地方一帯	
株式会社愛媛シーエーティヴィ	H15.12.26	従来方式	愛媛県松山市等	
株式会社オプティキャスト	H16.2.25	従来方式	東京都23区、大阪府大阪市等	
株式会社ケーブルテレビジョン東京	H16.3.24	従来方式	東京都港区等	
株式会社タウンテレビ南横浜	H16.8.25	従来方式	神奈川県横浜市金沢区等	
株式会社バイ・コミュニケーションズ	H17.5.31	従来方式	大阪府大阪市、兵庫県尼崎市等	
東京ケーブルネットワーク株式会社	H17.6.15	従来方式	東京都文京区等	
株式会社STNet	H17.8.5	従来方式	徳島県徳島市等	
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	H17.9.26	従来方式	奈良県奈良市、京都府宇治市等	
ビー・ビー・ケーブル株式会社	H14.7.24	IPマルチキャスト方式	全国	
KDDI株式会社	H15.10.3	IPマルチキャスト方式	山口県、沖縄県以外の全国	
株式会社オンラインティーヴィ	H16.6.30	IPマルチキャスト方式	全国	
株式会社アイキャスト	H17.5.25	IPマルチキャスト方式	全国	

注：参入欄の は、新規参入事業者を指すもの。それ以外は、有線テレビジョン放送事業者からの移行事業者を指すもの。